

第29回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第29回定例会 令和元年8月30日

開会 11時 閉会 12時00分

出席委員 (23名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 4 依田隆喜
	2 白倉令子	1 5 小林健治
	3 小川高史	1 6 青木二巳
	5 小山睦夫	1 7 小林勝元
	6 片十郎	1 8 清水洋
	7 成山喜枝	推進花岡幹夫
	8 齊藤敏彦	推進荻原薫
	1 0 柳澤多久夫	推進佐藤富士夫
	1 1 荒木稔幸	推進竹内芳男
	1 2 渡邊幹夫	推進渡邊重昭
	1 3 小山肇治	

議事録署名委員	1 1 荒木稔幸	1 2 渡邊幹夫
---------	----------	----------

出席職員 (5名)	農業委員会事務局	
	事務局長	関 博一
	事務局次長	織田 秀雄
	事務局	笠井 昌鷹
	事務局	河口 晋也
事務局	堀場 亜紀	

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号	農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第29回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。あいにくの天気となりまして、交流会のマレットゴルフは雨で中止となったそうです。東御市はこの程度の雨ですが、九州北部では大雨による河川の氾濫でだいぶ被害が出ているようです。天災とはいえ、心よりお見舞い申し上げます。暑かった夏もそろそろ終わりを告げ、朝夕は少し秋の気配を感じられるようになりました。この暑い時期に農地パトロールをお願いしていますが、人・農地プランの基になるという資料ですので、一筆ごとにご自分の目で確認して正確にお願いしたいと思えます。本日の議題はいつもより少ないですが、スムーズな進行を心がけますので、皆さんも慎重審議のうえ、ご協力よろしくをお願いします。

それでは、本日の議事録署名委員の指名についてですが、11番の荒木委員と12番の渡邊幹夫委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇です。〇〇の集落の東にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人の所有者は亡くなっているのですが、〇〇の方です。遺言執行者は〇〇の方です。譲受人と所有者の関係は遠い親戚になります。譲渡人である〇〇さんは、亡くなる前に遺言公正証書を作成しており、その中で譲受人にこの農地を譲るとしていました。これは一番近くに住んでいる親戚が譲受人だったからだそうです。現在、〇〇に貸して耕作しているようです。維持管理のため譲受人が贈与を受けるのですが、このあと継続して〇〇に貸すか、自分で稲作をするかは検討中だということです。譲受人の自宅からも近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。〇〇から〇〇へ上ったところの東にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。地図の2ページをご覧くださいと、今回の農地の周囲はすでに譲受人の耕作地となっています。譲受人は一体として耕作しやすくなることから譲り受けるものです。加工用トマトを作付けする予定です。営農規模の拡大、また、耕作しやすくなるということから、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

お願いします。地図の1ページをご覧ください。〇〇の方が土地を譲り受けても耕作ができないということで、譲受人の〇〇さんが引き継いでくれるとのこと。自宅から〇〇分くらいで着くということで問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。資料の2ページをご覧ください。場所は〇〇の変電所から〇〇へ約〇〇キロメートル行き、十字路を左に〇〇メートル程行き、さらに〇〇メートル行くと住宅がありその裏になります。譲渡人の〇〇さんは自家用の農業をやっています。譲受人は〇〇に勤めています。父親にも手伝ってもらって農業をやっていくそうです。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は4件あります。番号1、〇〇、所有権移転です。図面は3ページをご覧ください。主要地方道真田東部線の〇〇信号から東に〇〇メートルほど進んだ場所にある農地です。太陽光発電施設の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は休耕地となっている申請地に太陽光発電施設を設置したいということです。パネル枚数は〇〇枚、発電出力は〇〇キロワットです。パネルの配置は図面4ページをご覧ください。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと

判断しました。

続きまして、番号2、番号3は関連案件になりますので、一括説明をさせていただきます。番号2、〇〇ほか〇筆、所有権移転です。図面は5ページをご覧ください。国道18号線と金原川の交差部の北東にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇で〇〇、〇〇等を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は休耕地となっている申請地で番号3案件と合わせて〇区画の宅地分譲を計画し、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。番号3、〇〇、所有権移転です。番号2案件の西側隣接農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇で〇〇、〇〇等を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は休耕地となっている申請地で番号2案件と合わせて〇区画の宅地分譲を計画し、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇、賃借権設定です。図面は7ページをご覧ください。しなの鉄道〇〇駅北の〇〇から西に〇〇メートルほど進んだ場所にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は隣接地の自宅で〇〇塾をしており、休耕地となっている申請地を塾生の駐車場とするための申請です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員からの説明に入ります。番号1の案件につきまして、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしく申し上げます。地図の3、4ページをご覧ください。申請地の前の道は真田東部線があり、その前には上信越道が走っています。譲受人の〇〇さんは〇〇に住んでいて、〇〇で〇〇をしているそうです。太陽光発電施設を設置するために〇〇の〇〇という会社に見つけてもらったそうです。〇〇にもこれと同等の太陽光発電施設を持っているそうです。譲渡人の〇〇さんは、もう誰も耕作する人はいないので申出に応じたそうです。西側が高くて、東側が低くなっているので、高いところを削って平らにしてパネルを設置するそうです。隣接地に水が流れないようにし、パネルの角度を〇〇度にする事で反射光の影響がないように設置するそうです。周りに家もなく、区民への説明会も行われているということで、問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2と番号3の案件は関連しているため、一括説明をさせていただきます。担当の小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員

お願いします。番号2、番号3は関連していますので、合わせて説明させていただきます。国道18号線に〇〇、〇〇支店があり、その斜め後ろ側に申請地が並んであります。番号2の譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいて、番号3の譲渡人の〇〇さんがずっとこの農地の管理をしてきました。〇〇さんは高齢となり、草を刈っている程度で耕作はしていませんでしたので、譲受人の申出に応じました。周りにも住宅が出来てきており、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。一括審議ということで、番号2、番号3の案件につきまして、意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊重昭委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員

〇〇と〇〇を残してしまったのはなぜですか。

事務局

住宅敷地としては、形がよろしくないの、計画の中から外してあるということです。

渡邊委員

大きな土地ですからここまで含めていただければ残らずに良かったなと思いましたが、わかりました。

議長

ほかに何かございますか。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、担当の小川委員より説明をお願

いします。

小川委員

説明いたします。資料の7、8ページをご覧ください。場所は〇〇駅から北西、工業団地方面へ徒歩で〇〇歩くらいのところですが、譲受人の奥さんが自宅で〇〇塾をされており、送迎の駐車場が現状ないということです。接している道も狭く、子供の安全のためにも駐車場が必要ということで、譲渡人の自宅近くにある、使っていない畑の一部をお借りして駐車場にするというものです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画についてですが、柳澤委員が対象となりますので、一時退席をお願いします。それでは事務局より説明をお願いします。

(柳澤委員退席)

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画8月分について説明します。資料の4ページが通常の利用権設定になります。10件、15筆、合計21,415平方メートルです。

続きまして、5ページが中間管理事業制度を利用した利用権設定になります。2件、4筆、合計6,061平方メートルです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

柳澤委員お入りください。

(柳澤委員入室)

以上をもちまして議事を終了します。全体を通して何かご意見等ございますか。

(齊藤委員挙手)

齊藤委員、どうぞ。

齊藤委員

太陽光発電について、〇〇や〇〇など非常に大きなものがあるのですが、これから東御市も亜熱帯気候になりつつあるということで、雨がとても多くなるそうです。今のところはいいのですが、これから雨が多くなり、地下浸透から民家や農地へ雨が浸透してしまうのではないかと予想されます。これから太陽光発電を進めるにあたって、また、規制する中で、対策として基準を作っていくことが必要だと思います。九州の方ではひどい雨が多くなっていますが、数十年経ち、東御市もそのようにならないという保証はありません。そのような環境になっても耐えられる基準を作っておくことが必要だと思います。そうでなければ、住民が安心して暮らせる地域作りや農家が安心して農業をするということが大変難しくなってしまうと思いますので、よろしくお願いします。

議長

貴重なご意見ありがとうございました。事務局から何かございますか。

事務局長

貴重なご意見ありがとうございます。現在ガイドラインを生活環境課で作成してある状況です。その前にも基準があったのですが、昨年度中にガイドラインをまとめて、地元への太陽光発電の説明などは終わっているということです。雨水対策をどのようにしていくかということは建設課でやっていてガイドラインはできあがっています。数十年後、雨水など心配されることがあるので、見直しながら、このような意見が出たことを関係部署にしっかり伝えたいと思います。

齊藤委員

太陽光発電は20年、30年のスパンの中で行うものなので、1年や2年で終わるものではありません。将来に渡ってという部分で市の方も予測をたてながら、やっていただかないと厳しいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

議長

市の方もよろしくお願いします。ほかにはございますか。

特にないようですので、議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 _____

(※直筆でお願いします)